

満州をめぐる国際関係と英國 1928～1929

古瀬 啓之 (hilofulu2006@yahoo.co.jp)
〔名古屋大学〕

Manchurian and Britain 1928-1929

Hiroyuki Furuse

Graduate School of Environmental Studies, Nagoya University, Japan

Abstract

Since 1928 a serious problem over the foreign interests in Manchuria emerged. This paper deals with the Britain's perception and diplomacy on Manchuria problem from 1928 to 1929. In 1928 Sino-Japanese relations have deteriorated over the Manchuria interests. Britain had kept a neutral stance and was dealing with this problem based on the principle open doors. Britain suspected the Japan's China policy as divide and rule policy. But on the other hand Britain appreciated the economical development in Manchuria brought by Japan. Then Britain called for a compromise to China nationalism and Japan over Manchuria interests. In 1929 a incident between China and Soviet broke out in North Manchuria over railroad interests. H. Stimson attempted to solve the incident based on Paris peace pact and A. Henderson tuning it. This attempt was the opportunity for building a collective security system in East Asia. But it had failed.

Key words

British diplomacy in East Asia, China, Manchura, collective security, Japan

1. はじめに

本論稿の目的は、主に1928～29年における日本の満州政策ならびに満州をめぐる国際関係に対する英国の認識と対応を明らかにすることにある。

周知のとおり、満州は日本の権益が集中していた場であり、戦前日本の国家戦略上、きわめて重要なものとして位置づけられていた。だが、田中内閣期、特に1928年以降、東アジア国際政治において、満州をめぐる日中関係が、東アジア国際秩序の不安定要因として前面に現れるようになってきた。それは、中国国民政府による北伐の完遂、ならびにそれに伴う満州地域を含む条約権利問題の解決が現実に求められるようになったからである。それに際し、中国国民政府側は、満州権益の回収を当然とし、一方、日本は条約上の権利を譲る姿勢を示さず、日中関係の悪化が顕在化した。その後、東アジア国際秩序は、満州をめぐる日中関係に大きく左右されるようになっていくのであった。

第一次世界大戦後、世界平和秩序体制の構築は、国際政治上の最大の課題であり、国際連盟の創設、不戦条約締結、そして東アジア秩序の枠組みを取り決めたワシントン会議の諸条約などは、こうした意思に基づき生み出されたものであった。英国の安全保障問題上の関心は、おもに第一次世界大戦後のヨーロッパ秩序に向かっていたが、東アジア国際秩序に関心がなかったわけではない。実際、英国は、ワシントン会議での諸条約に基づいて、大戦後の東アジア国際秩序維持体制の構築を試みたのであり、それゆえに、日中ソ関係の行方に関心を払っていた⁽¹⁾。

そこで、本稿では、上述したとおり、満州をめぐる国際関係に対する英国の認識と対応を検討していくが、先行研究において英国の東アジア政策を論じる際には、主に揚子江流域の英国権益および貿易、香港の維持の観点から論じるものが多く、東アジア国際秩序不安定化の主要因となっていく満州をめぐる国際問題に対する英国の認識並びに対応を中心扱ったものは数少ない⁽²⁾。本論では、こうした研究上の空白を補うことを目的にして、満州問題をめぐり日中関係が悪化した1928年と、北満州において東支鉄道をめぐり、中ソ間で1929年に勃発した「中ソ紛争」に対する英国対応、及び認識を明らかにしていく。

さて、ここで、本論に入る前に、英国の对中国政策全般に関する根本原則を、一次資料をもとに示しておこう。なぜなら、英国の、満州をめぐる国際問題認識、およびそれに対する具体的な対応もこの根本原則に即したものだからである。

1930年1月、英国外務省の名義で記された文書の中には、英国の对中国政策、東アジア政策の根本原則が、次のように書かれている。

まず、英国は、中国において「領土的あるいは帝国的目的は一つも持っていない」という。そして、「第一の関心は中国貿易における地位（現状）の維持」にあり、それは「香港の繁栄と海關の命運に大きく拠っている」。そして、英国は、「門戸開放」の原則と機会均等の原則維持を政策軸としている、というのであった⁽³⁾。

つまり、英国は、中国に対する領土的な支配を行う意思はまったくなく、内乱状態にあった中国の統一国家化、自主独立を望み、そして、中国が今後、いかなる他の単一勢力の支配下にも置かれないと援助することが英國の对中国政策の原則であるとしている。これは、新興勢力の日本、

ロシアなどの中国支配を未然に防ぐことを意図したものである。そして列強諸国は、中国自身が自らを律することができるようサポートすべきとの考えであった。したがって英国は、中国の行政的保全、門戸開放・機会均等を原則としたのであり、近代国家として「統一し、十分に秩序のある、繁栄した、そして平和に満ちた中国」の登場を強く望んだのであった⁽⁴⁾。

さらに、注目すべきは、「この目的へ向けて、他の関係列強諸国と協調することが英國の政策なのだ」と続けられている点である。中国の国家統一、行政的保全、門戸開放を原則とした政策を関係諸国と「協調」しておこなうのが英國の政策であるとの見解であり、つまり、「競争よりも協調こそが中国とのかかわりにおいて列強諸国の基準となる原則」というのであった⁽⁵⁾。

そして1913年の四国借款團は、この方向への第一歩であり、さらに、英国外務省によれば、「それを1920年に更新し、1922年のワシントンでの九カ国条約は中国における国際的協調の原則のさらなる進展を表した」ということであった⁽⁶⁾。ここに、英國が多国間協調を志向していたこと、つまり英國が、ワシントン會議での取り決め（九カ国条約）を、英國の対中国政策並びに東アジア政策の理論的支柱としていたことが明示されている。

このように英國は東アジア国際政治において、中国における門戸開放、中国の統一・自主独立へむけた協調体制構築を望んだわけであった⁽⁷⁾。

しかし、ワシントン會議後の実際の展開が示すように、現実には協調は困難であった。英國は、その「主要な阻害要因は日本である」という⁽⁸⁾。

1928年濟南事件以降の日本の満蒙権益をめぐる積極政策を受け、英國は、日本が満蒙分離を目的にして、統一された中国を望んでいない、と警戒心を抱いた。日本の対中国政策は、国家戦略上、独自の満蒙構想を背景としたものだったが、先述のように、英國は「統一し、十分に秩序のある、繁栄した、そして平和に満ちた中国」を望んでおり、1928年以降、根本原則において英國は、日本と一致えず、完全な英日協調は困難という認識を強め、満州をめぐる日中問題には原則的に不介入という姿勢を示した⁽⁹⁾。

とはいっても、1928年5月以降、満州問題をめぐる日中関係悪化の顕在化、および1929年、中ソ間で東支鉄道権益をめぐり勃発した中ソ紛争、といった満州をめぐる国際問題の噴出は、秩序維持の観点から、英國にとって完全に無視できるものではなかった。なぜなら英國は、門戸開放原則とそれに基づく中国全域の平和的発展を目的としており、その条件として秩序安定が不可欠であると考えていたからである。

では、具体的に、英國サイドが満州をめぐる国際問題に対し、どのような認識を持っていたのか、そして上述のような「門戸開放」を原則とする英國政府が、東アジア秩序維持という観点から、満州地域における問題、つまり日中間および中ソ間の対立にどのように対応しようとしたのか、それらを明らかにするのが本論の課題である。こうし

た課題設定に基づく考察は、実際に満州問題が東アジア秩序を崩壊させる主要因になっていたことと、当該期東アジアにおいて英國が多大な影響力を有していたことから考えて、両大戦間期の東アジア国際秩序体制の解明を、わずかでながらであっても進展させうるものと考えている。

以下、本論では、第一章において、1928年の満州を中心とした日本の対中国政策への英國の評価および認識を明らかにしていく。第二章では、実際にこの時期満州において発生した衝突、つまり1929年に勃発した中ソ間での東支鉄道をめぐる紛争（中ソ紛争）への英國の対応を検討し、さらに東アジア秩序体制構築をめぐる考察を進めていきたい。

2. 英国の満州認識 田中内閣期を中心に

2.1 英国による日本の満州政策に対する評価

1927年、田中内閣成立後、田中首相兼外相は、中国国民政府による北伐が進展する中、居留民保護の名目で山東出兵を実行し、また对中国政策の基本方針作成を目的とした東方會議を開催した。東方會議は、1927年6月27日から7月7日まで開かれ、同會議において居留民保護の方針と、満蒙特殊権益の保護のため、北伐による満蒙への影響を阻止する決意を示す「対支政策綱領」が形成された⁽¹⁰⁾。田中外相は、前任者の幣原喜重郎外相の対中不干渉政策とは異なり、いわゆる対中積極外交を展開した。これらの措置がとられたのは、中国統一を目指す国民政府による北伐が、日本人居留民や日本の特殊権益の多く存在する満州へと近づき、生命や條約権利等の保護に関する具体的な措置が喫緊のものとなったからである。では、田中外交を受けて、英國は、日本の満州政策に対してどのような認識をもったのだろうか、まず1927年の山東出兵、東方會議への反応を見ると次のようである。

「日本が強硬な行動にでる兆しはひとつもない。なぜなら、日本は、中国の激しい敵意を引き起こすよりも、むしろ可能な限り中国との共同を確保したいからである。」⁽¹¹⁾

田中外交が、根本的には、中国との「共同」を原則としたものであり、出兵は、中国に対する「強硬な行動」というレベルのものではない、という認識である。当時、英國は、日本の山東出兵を、国民政府の北伐による治安悪化に伴う居留民の生命、財産、條約上の権利に対する危機への対処として捉え、賛意を示した。中国ナショナリズムによる、即時「不平等」条約改正、さらに一方的な条約権利破棄をも辞さない態度により在華権益に多大な損害を被っていた英國は、具体的かつ効果的な対応策を求めており、日本による出兵は、そうしたものへの効果ある対処として評価していた。そして、オースティン・チェンバレン英国外相は、一方的な条約権利破棄も辞さない中国ナショナリズムに対する政策を行うため、田中外相を協調可能な相手として歓迎し、日本に対してこの時期、強く協調を求めていった。

だが、その評価も1928年の济南事件、5・18覚書によって変化を見せる。これらの事件を受けて、英国は、日本が中国分断をさせ、その上で利益を得ようと目論んでいると警戒心を抱いた。英國の対中国政策は、満州を含めた中国の統一国家化、つまり他国の支配をうけない「強く、統一された中国」へ向けた政策を原則としており、そして、英国は、統一国家化された中国のもとでの英國商品の市場拡大を構想していた。英國流「門戸開放政策」である⁽¹²⁾。したがって、英國は、1928年5月以降の日本の満蒙分離政策を受けて、日本との協調には消極的になつた⁽¹³⁾。それは英國が日本の「政治的干渉」の傾向を警戒したからであつた。

さて、田中内閣の1927～1928年の政策に対する英國側の評価は、上記のように変化したが、しかし、満州における経済発展に対する日本の貢献そのものへの評価は変わらなかつた。1927年9月2日、W.ストラング極東部極東問題担当官は次のように言う。

「満州における日本の影響は、相対的な安定状態を意味する。日本の満州への影響力は、差別的ではあっても、混沌をもたらす中国による支配よりも、英國の貿易にとってよりよいものであろう。」⁽¹⁴⁾

日本の満州における存在が、これまで治安の安定と「経済的」発展をもたらしてきたとする見解である。

そして、満蒙分離の傾向を見せた济南事件、5・18覚書の提出といった「政治的」侧面での問題が生じた後の1928年11月19日においても、日本の満州政策の「経済面」に対する英國側の評価、認識は次のように変化が見られない。

「日本は中国領土の占有に関しては、モラル上正当化されないだろうが、日本の満州での存在が中国に発展をもたらしたことは認めなければならない。それは、中国の統治のもとではまったく不可能なものであり、中国の残りの部分がまったくの混沌状態に陥っているときに、満州に平和と繁栄をもたらしている。」⁽¹⁵⁾

道義的に満州地域における日本の支配的状況は好ましくないとしながらも、ここでも、日本の満州における存在が、同地域に発展をもたらしたとして評価している。つまり、同地域の発展という実質的な「経済的」観点からみて、これまでの日本の満州における役割は良い結果をもたらしているという認識である。こうした「経済的」側面と、時に中國分断政策の傾向を示す日本の「政治的」姿勢に対する評価を英國は分けて考えていたといえる。満州における「平和的経済発展」を高く評価する見解は、その後も、英國政府内に共通する認識となつてゐる。こうした評価は、主に「経済面」におかれているため、1928～1929年の間、中国をめぐる日中、英中関係の変化、日本の政権交代による対中国政策の「政治的」側面における変化

があつたとしても、それ自体変わることはなかつたのである。

さらに、この時期、日本から満州共同出資の打診があつたが、それに対する英國サイドの見解の中にも、日本が満州地域に平和的経済発展をもたらしたことを評価しているものがある⁽¹⁶⁾。だが、しかし、現実には、満州権益をめぐって日中関係が悪化している状況において、この時期の共同出資は現実的ではないとの結論に至る⁽¹⁷⁾。

ランプソン駐華公使の現状認識では、現時点(1928年11月)において満州をめぐる国際状況は危機的な要素に満ちていた。そしてそれは、日本がナショナリズムに妥協する雰囲気はまったくなく、同様に中国ナショナリズムも満州を未回収の地としてみなすことを譲らないからである、と考えていた⁽¹⁸⁾。ここでは、日中間関係の悪化が、同地域の不安定化を招いており、このような状況で英國が満州地域にかかわるのは、時宜にかなつたものではないという判断が示されている。治安の安定が、英國の共同出資、経済活動の条件との見解である。

また、上記のように、満州をめぐる日中二国間の関係悪化は、ランプソン駐華公使にとって大きな懸念材料であり、その解決を強く望んでいた。それは、秩序の安定こそが中国における発展の条件であるとかんがえたからであろう。そして、秩序安定化の方法は、双方の妥協によって可能であるとランプソンは言う。

「もしナショナリズムが稳健になるならば、日本は、北、南満州双方における現在の地位から時満ちたときに撤退するかもしれない。他方、もし中国ナショナリズムが騒乱を起こし、昔の議論を引き起こすなら、「根本的な進歩」(括弧は筆者による補足)のプロセスは、ロシアと日本の間の新たなコンビによって遅らせられるかもしれない」⁽¹⁹⁾

日中双方の妥協が問題解決方法として示されている。そして、ここで注目すべきは、この「根本的な進歩」という言葉である。これは英國の望む満州地域での進むべき道筋と考えられる。それは日本の権益に対して中国ナショナリズムが妥協的な態度をとり、それをうけて、日本が満州において現在の地位から徐々に撤退することを促し、こうした過程を経た上で可能になるものである。つまり、「根本的な進歩」とは、中国ナショナリズムが日本に妥協的な態度を示し、その後、満州地域において、日本は徐々に手を引き、中国自身の統治により同地域に安定をもたらし、そして「門戸開放・機会均等原則」が適用され、さらなる発展がもたらされるべきとの考え方であるといえよう。それが失敗すれば、ロシアを巻き込んだ「勢力圏争い・利権争い」の場と満州が陥ってしまうとランプソンは憂慮したのだった。さらにいうなら、日本の満州における政策によって発展させられてきた経済的発展という「現実」を中国側も認めて、妥協的態度を示し、それにより徐々に日本を引き揚げさせた後、門戸開放の原則を完全に定着させ、そして同地域のさらなる平和的発展が進展する、という過程をた

どることをランプソンは望んでいたといえよう。

英國サイドは、このように、これまでの日本の満州政策に関し、平和秩序、発展をもたらしたとしてある一定の評価を示している。こうした評価の生まれる一つの理由は、満州が中国におけるその他の地域に比べて、発展していたからである。ランプソン駐華公使は、中国全般の問題と、満州地域の発展を比較して次のように言う。

「…この国（中国一筆者註）の問題に対する真の唯一の解決は、国内秩序の回復なのである。この真実性は、満州での政情によって描かれている。満州での状況は、長年、中国における他の部分よりもはるかによく、それは東三省がかなりの程度内乱の破壊的な影響から隔てられていたからにちがいない。」⁽²⁰⁾

中国における問題の解決、つまり中国の発展の必須要件として、治安の安定をランプソンは挙げている。さらに中国の内乱から隔てられた満州の秩序安定と経済発展を可能にした満州における日本の存在を評価している点が注目される。

それゆえに、発展の基盤である秩序安定を揺るがしかねない日中関係悪化をもたらした田中内閣に対して、英国は、この時期距離をとっていた。

以上から英國の認識では、日本が満州で支配的地位を占めるのは道義上必ずしも認められることではないが、しかし同地域に平和と発展をもたらしていることは事実である、そして中国側はこれを認めて妥協し、日本は徐々に支配的地位を退き、同時に日本によるこの成果を引き継ぐ形で漸進的に満州における門戸開放を定着させていくことを望んでいた、といえるだろう。当時、日本の満州における地位を承認する傾向を英國が示したのは、こうした文脈、つまり中国における「門戸開放原則」の観点からであり、勢力圏構想（日本は満蒙地域、英國は揚子江流域という第一次大戦前に定着していた勢力圏構想）に基づくものではなかったと考えられる。

2.2 極東の秩序維持と日中関係

さて、上記のように中国の秩序安定、及び、門戸開放政策の徹底が、英國の対中国政策の目標であったが、この時期、日中関係の悪化は深刻さを増し、東アジア地域における秩序は幾つか不安定なものとなっていた。その原因の一つは中国ナショナリズムであり、もう一つは、田中内閣下の日本の対中国政策であった。本節では、田中内閣期を中心に、日本の対中国政策と極東秩序維持に関して英國がどのような認識を持っていたかをさらに検討していきたい。

この時期における日本の対中国政策全般の枠組みに対する英國の認識・評価を表す一例として、1928年12月の見解が挙げられる。

「日本は、对中国政策に関して、いわゆる軍事的政策といわれる段階、つまりそれは21か条要求に見られるが、そ

の路線をワシントン会議まで続けた。次にワシントン会議以降、完全な転換があった。つまり日本の政策は中国との妥協を試みるものであり、もう一方の極へ向かった。しかしこの政策では、中国における日本の権益が十分に守られないという理由で、国内の批判を惹起した。…日本は今、その二つの政策の中間のコースを追求していると考えている。」⁽²¹⁾

ワシントン会議以降あらわれた路線は、幣原外交と言つて間違いないだろう。それと対極的な政策は21か条要求にみられるような政策路線である。そして、田中外交はこの二つの中間の路線としてここでは評価されている。1928年5月以降、日本は、田中内閣のもと、満蒙権益維持を目的とした対中積極政策を実施した結果、日中関係は険惡なものとなっていた。そうした中、英國は、秩序安定の観点から、日中間関係の悪化を憂慮し、衝突回避を望んだがゆえに、田中内閣における日本の対中政策に対しては懸念を表していた⁽²²⁾。田中内閣は、1927年の成立当初においては、協調可能な相手として英國にその登場を歓迎されたが、政権末期に至ると、中国分断傾向と日中関係の悪化に伴い、その評価を落とした。同地域の経済的発展のため秩序安定を望んだ英國にとっては、日中関係を悪化させていた田中外交よりも、穏健な幣原外交のほうがより好ましかったといえよう。

こうした、満州問題をめぐる日中関係悪化が深刻化する中、日本の満州政策をふくむ関係諸国の対中国政策に関して次のような見解が示されている。

「…経済的利益を重んじて、日本はすでに満州の平和を害するつもりはなく、つまり、更なる積極的な展望は、決して取りえない措置であるということを宣言した。1922年2月4日のワシントン会議での全員出席のセッションで、幣原男爵は次のように言った。「実際、われわれはアジア大陸に資源と、生産品を販売する市場を求めなければならない」。これはこの地域の将来の歴史へ向けての根本原則であり、そして中国がそれに対し政策を調和させるのが早ければ早いほど、中国国内の安定と極東の平和にとってよりよいものになっていくだろう」⁽²³⁾

日本は、過去の満州への野望を捨て、そして、中国を含めた関係諸国が、門戸開放の原則にあわせた政策を行っていくことによって東アジアの平和は維持される、との見解である。そして、中国自身も国内の貿易体制を整えるべきとの見解である。ここではワシントン会議当時において幣原が示した政策路線への一致を求めている。すでに言われるように第一次幣原外相期における実際の具体的政策面での英日協調は困難であったが、上記の見解は、対中国政策の原則面において幣原と一致していたといえよう。

また、1929年3月、ティリー駐日大使と連盟代表アヴェノールの間の会話において、田中外交に関する見解が見られる。

「アヴェノール連盟代表は、田中義一と吉田茂に会った後、彼らの知性にはなんら印象に残るものはなく、彼らの中国政策はきわめてばかげたものであると私（駐日大使ティリーー筆者註）に言った。それに対し、幣原男爵は真的政治家であると評した。…日本は、不人気な現在の政策のいかなるものによっても中国における影響力を維持できる能力があると過信している。」⁽²⁴⁾

ここには田中義一外相の対中国外交政策を批判する見解が見られる。1927年の田内閣成立直後、英国は、幣原よりも田中のほうを、日本との協調を実現するのに可能性のある相手としてとらえていた。それは田中が、1927年に居留民保護を目的とした派兵（山東出兵）を行ったことにより、中国ナショナリズムの条約違反行為（一方的条約破棄）に対する具体的な対抗措置を日本との協調により実行できる可能性があると考えたからである。こうした考えはその後も英国サイドには存在した⁽²⁵⁾。だが、1928年に田内閣の対中国政策が、いったん満蒙地域を分離する傾向をみせ（济南事件、5・18覚書）、英國の対中国構想の原則である「統一し、十分に秩序のある、繁栄した、そして平和に満ちた中国」の出現を目的とした「門戸開放」政策と反する傾向を表したとき、英國は日本との完全な協調は困難と認識したのである⁽²⁶⁾。さらに、英國は、秩序安定が発展をもたらし、そして日中関係の改善が秩序安定のために必要であると考えていたが、田外交が日中関係の悪化を招き秩序の不安定化をもたらしかねない状況に鑑みて、日中双方が、稳健な政策を行うことを望むようになった。1929年においては、田中の構想は一部の人間に「ばかげたもの」とされたのだった。

一方で、田内閣期末期における日中関係悪化を受け、1929年1月11日、ランプソン駐華公使は次のように中国国民政府の王正廷外交部長に言った。

「私は王外交部長に、日中の間で発展する恐れのある状況について非常に不安に思っていることを伝えた。そして彼に思い起こさせたのは、英國の世界政策の核心についてである。つまりそれは、いかなる時でも、英國は秩序安定の維持を試み、平和や秩序を害するような影響を取り除こうとするものである。」⁽²⁷⁾

先述のように日中関係改善のため「双方の妥協」が必要と考えていたランプソン並びに英國は、まず中國側が日本に対して妥協するよう呼びかけた。ここには、日中間の衝突が、平和秩序を不安定化させる可能性があるという認識と、それを取り除く必要性が示されている。ただ、実際のところランプソンは、外務省から、関与は「控えめ」にするべき、と指示されており⁽²⁸⁾、したがって本件に関するランプソンならびに英國の関与は制限付きであった。だが、注目すべき点は、日中間の関係改善が秩序維持のためには必要との見解である。つまり、英國にとって、秩序安

定の観点から、日中関係は改善されるべきとの認識だったのである。だが、実際に行なうる英國の政策は、控えめな仲介役にとどまるものであり、それは、もし日本側につければ、日本の中国分断政策に結果として協力することになる可能性もあり（英國は當時日本が「強く統一された中国」を望まず分断されたままの状態を望んでいると疑っていた⁽²⁹⁾）、一方で、満州における日本的重要権益の即時回収を主張する中國側につければ、満州地域における日本の存在が同地域の平和と発展をもたらしている現実を無視することにもなるからだった。したがって、英國はニュートラルな立場をとり続けることになった⁽³⁰⁾。その上で日中間の協議を促し、双方の妥協による関係改善を求めたのだった。そして、田内閣崩壊後、浜口雄幸内閣下の第二次幣原外交に、日中関係改善の期待がかけられていったのであった。

2.3 南京国民政府による一方的条約破棄要求と英日

上述のように、1928年5月以降、満州問題をめぐり日中関係が悪化し、英國は秩序の不安定化を懸念していたが、先に示した理由で、英國は原則的には満州問題は日中二国間の特殊地域の問題として直接関与を避け、両者の協議を促すといったニュートラルな立場を維持して間接的関与をおこなった。

他方、同時期に、中国全般の問題として治外法権をめぐる条約問題への対応を、中國側の要求により、各国は余儀なくされる。それは、国民政府による、治外法権即時撤廃の要請である。国民政府は、いわゆる不平等条約よって定められていた治外法権に関し、一方的条約破棄も辞さない態度を示した。これに対し、協議による漸進的条約改正を原則とするチャンバレン外相ならびに英國は、列国の一致により反対しようと試みた。だが、日本は、後述するように、治外法権交渉に関し満州権益を関連させて取引を行おうとする傾向をみせたため、治外法権交渉へ向けた列国一致の体制は困難なものとなった。国民政府側の一方的条約破棄の危機を受けて、英國は日本と協調を試みたが、条約をめぐる交渉において満州問題を優先する日本と英國との間の溝はうまることはなかった。ここにおいて当該期、日英協調の困難さの原因をより明確に見て取ることができるだろう。これはその後も引き継がれる日英協調の齟齬の一原因と思われる所以、ここでこの点について指摘するのは、意義あることだろう。なお、本節は治外法権交渉そのものを対象とするものではなく、1929年の治外法権交渉への英日のスタンスの違いのみを論じていく。治外法権交渉の過程、分析についてはまた紙面を改めて論じていきたい。

1929年5月3日、国民政府による治外法権即時撤廃の要請を受け、ランプソン駐華公使は「中国は列国の一致を切り崩すような政策をしている。したがって列国間での率直な議論が賢明であろう」と日本側に伝えた⁽³¹⁾。一方的条約破棄に関しては、英國は日本と協調しようとした⁽³²⁾。つまり、治外法権など、中国全般にかかる普遍的な問題に

関しては日本と協調しようとしたのであった。

治外法権撤廃へ向けた英國の考えは、チェンバレン外相による統一返答案に示されている。チェンバレンはここで次のように述べている。

「即時撤廃（治外法権即時撤廃一筆者註）は危険である。たとえば、英國商人は、中國内地では、英國在住の中国人と同様に、自由に住んだり、貿易を行ったり、財産を所有することができない。もし今、中國が條約の段階的改正以外の方法で大きな変化を試みるならば、それは政治的、經濟的理由でまだ安全ではないだろう。だが、治外法権に関するいくつかの制度を近代的な条件に調和させるように改正することは、條約港システムの維持という必然的な結論にいたるだろう。そしてそれゆえにわれわれは中國政府とその問題に関し段階的かつ漸進的な解決を協議によって模索する準備をしている。」⁽³³⁾

現状では治外法権撤廃は時期尚早であり、その前にまず、中國国内での外国人の居住権、財産権に関する法整備、並びに貿易制度の近代化が必要であり、そのためには既存の條約港システムをまずは維持し、その後さらに條約港システムを基盤とした貿易制度構築こそが、條約改正へ向けてとるべき政策である、そしてそれは段階的かつ漸進的に行われるべきである、といった合意が、中國との間に形成されなくてはならない、という考え方である。既存の貿易システムを基盤とした中國全土における貿易制度完備を第一としたのである。これは英國側の描く中國の統一國家化への道筋であり、そのための具体的なプランを治外法権交渉において中國側と協議しようというのであった。條約改正にたいする漸進主義であり、これが英國の考えるところの「門戸開放」を実現する際の、根本政策なのであった。

他方、この政策を達成するためにも、日本との協調が重要と考えられた。主にそれは中國側による、一方的な治外法権即時撤廃の阻止を目的としたものであった。ランプソンによれば、英國にとって、アメリカは信用できない相手であり、それに対し日本はアメリカに比べ、山東出兵などに見られるように積極的な政策を探りうるためである⁽³⁴⁾。中國ナショナリズムによる條約違反行為（一方的條約破棄）が生じ、英國が構想する漸進的條約改正政策路線を外れた場合、それに対する具体的な対抗措置は、日本との協調により行うことが可能と考えたのだった。

だが、治外法権改正問題に関して、日本は満州権益など独自の権益維持を関連させる傾向があった。つまり、治外法権問題を取引材料に、満州権益の維持を図ろうとする側面があったのである。これが英國と日本との完全な協調を難しいものにした。この点について、英國の反応を見ていく。

チェンバレン外相は、治外法権改正交渉をめぐり、日本の中國における特別な地位を認め、次のように言う。

「日本の中國における利益は他の諸国のそれとは幾分異

なるレベルのものである。それゆえに、日本は特定地域での居住権を守るために中國側に対し譲歩（治外法権に関して一筆者註）しようとするだろう。たとえばそれは満州である。」⁽³⁵⁾

条約改正にあたって、日本が、ある程度、満州権益との関係で関係諸国から独立した政策を行うのを容認する姿勢が示されている。だが同時にチェンバレン外相は、「日本以外、つまりそのような特権からなら利益を得ない国が中國側に対し同様の譲歩を行うことは安全ではない」⁽³⁶⁾といい、日本が満州権益の維持との関係で、治外法権交渉で中國側に譲歩できるのは、他国が安全と思われる程度までである、と同時に記している。そして、日本を含め列国の協調に関しては、主に中國の一方的條約破棄に対してであり、列国は一致して断固とした態度をとることこそが重要と考えていた。

だが、日本は、チェンバレンならびに英國が安全ではないと感じるような「譲歩」を、治外法権交渉で中國側と行おうとしていた。チェンバレンならびに英國によれば、日本は、中國の内地開放と引き換えに治外法権撤廃を承認しようとしていた。だが、それに対し、チェンバレンならびに英國は、完全な内地開放は、完全な治外法権撤廃を待たなくてはならないと考えていた⁽³⁷⁾。英國は、日本の治外法権撤廃交渉を、満州権益の維持と引き換えに、治外法権撤廃を認めようとするものと考えた。日本の政策は、既存の條約港システムに基づく貿易システム再構築を前提とした英國の「漸進的」治外法権改正構想とは、相容れないものであった。つまり、英國は「強く、統一し、十分に秩序のある、繁栄した、そして平和に満ちた中國」の出現へ向け、既存の権益を生かした形での段階的な條約改正プログラムを、治外法権撤廃交渉において具体化させることを目的としたのに対し、日本の政策目的は日本のみに關係する満州権益の維持であり、治外法権撤廃をめぐる交渉も、同地域における権益維持の確約の取引材料としようとしていたということである。英國側の認識はこのようなものであった。したがって、この時期見られた英日の齟齬は、英國流「門戸開放政策」と、日本の満州特殊権益維持政策との不一致によるものであるといえよう。

前節に示したように、日本がもたらした満州地域の安定、発展は、英國の中國全般における「門戸開放政策」と将来的には繋がりうるものであった。だが、條約改正問題は中國全般にかかる根本的な問題であり、英國の目的はあくまで中國「全地域」の貿易制度のインフラ整備なのであり、特定地域における特殊権益維持といった要素をまぎれこませようとする日本の政策とは、一致しないものだった。こうしたことが英日間の完全な政策一致を妨げた一つの要因だったと考えられる。満州の日本の地位、および日本の存在は、同地域の平和維持と将来の「根本的な発展」にも利用しうるものとして、英國の「門戸開放政策」からも評価できる対象であったが、治外法権問題をめぐる対応を見ると、あくまでそれは英國にとっては中國全般の問

題、つまり全般的な条約問題に従属させられるべきものであつたといえよう。

3. 中ソ紛争（1929年）

前章で述べたように、満州地域における秩序安定は、英國にとって必ずしも無視できる問題ではなかった。ランプソン駐華公使は、1928年11月14日、満州が、「潜在的可能のある産業と経済の発展と、政治的衝突の可能性の双方から」注意深く見たほうが良い地域であり、そして「特に満州北部」は、用心深く観察すべき地域である、との見解を示している⁽³⁸⁾。これは、満州への共同出資を日本から呼びかけられた際に示したものである。注意深く見守るべき地域とされている北満州は、日本と中国だけではなく、ソ連との権益が交錯する地域である。それゆえに北満州は、「政治的衝突」の衝突の危機をはらんだ地域であるため、英國にとっても、満州における発展の前提条件である秩序安定という観点から無視できない地域であった。だが、先述したように、英國は満州地域における「争い」に対し、直接的に関与する態度はみせなかつた。実際、1928年5月以降、日中関係は満州問題をめぐり悪化したが、全面的な衝突にはいたってなかつたため、具体的かつ直接的関与を英國が考慮する必要はなかつたといえよう。だが、1929年、北満州における「政治的衝突」が、東支鉄道権益をめぐって日ソ間で深刻なものとなつてしまふ。いわゆる「中ソ紛争」である。満州において紛争状態となつた事態を受けて、英國はどのように対応したのだろうか。本章では、中ソ紛争をめぐる英國の認識、対応を同地域の秩序安定と東アジア国際秩序体制の構築という観点から考察していきたい⁽³⁹⁾。

3.1 中ソ紛争勃発

7月10日から11日にかけて中国側は、突如、東支鉄道を実力回収した。ソ連人職員が1924年協定で禁止されていた共産主義の宣伝ならびに破壊活動の扇動を行つたということを理由とするものだった。いわゆる中ソ紛争の始まりであり、これを受け、7月17日中ソは国交断絶、東アジアに緊張が走つた。

7月22日、中国代理公使は、マウンゼー英国外務省極部長を訪ね、国民政府からのメッセージを伝えた。それは、国民政府はソ連との平和的解決のために、円卓方式での会議開催を望んでおり、もしそれが不可能となりソ連が攻撃的な措置に出るなら連盟に訴える、との内容であった⁽⁴⁰⁾。国民政府は紛争初期の頃から第三国の介入を望んでいたことがうかがえる。

他方、中ソ紛争勃発直後、7月24日に不戦条約が発効された。戦争の違法化を明確に定めた同条約は、紛争、戦争防止の新たな機軸として国際政治の世界に誕生したばかりであった。そして、米国のスティムソン国務長官は、中ソ紛争解決を不戦条約によって行おうとした。7月25日には日英仏独伊五國の大使を招集し、そこで調停委員が設立された。だが、同月30日、幣原日本外相は、この米国の提案

を拒否した。また、紛争当事国である中国、ソ連は、双方とも第三国の干渉を望まなかつた。同案は、仮の賛同は得たが、英独は消極的な反応を示した。

このスティムソン米国国務長官によるイニシアティブに對しては、関係諸国だけではなく、米国政府内部においても見解が分かれていた。マクマリ米国駐華公使は、ランプソン英國駐華公使に対し、スティムソンのこの行動をきわめて軽率と言つた⁽⁴¹⁾。國務省と公使館レベルでの相違が存在した。不戦条約による集團安全保障を望むスティムソンの試みは、この時点では同意を得られなかつた。

英國は、この紛争に對しては、この時点において積極的に関与しようとした。8月2日 ランプソン英國駐華公使とドイツ駐華公使との会談において、ランプソンは、原則的に中ソ二国間で解決し、もし双方から要請があれば仲介のケースも考慮する、という消極的姿勢を示した⁽⁴²⁾。あくまでも、中ソ「双方」からの要請を条件とした。だが、ソ連側が他国の仲介を拒否したため実現しなかつた。

他方、7月30日より中ソ直接交渉（満洲里会談）が始まつたが、これは幣原喜重郎外相の仲介によるものだつた。幣原は、これにより、満州問題への列強の関与を回避することを目的の一つとした。だが、8月14日、会談は、双方歩み寄りの姿勢を見せらず、決裂に終わった⁽⁴³⁾。

一方、日本の仲介した二国間協議による紛争解決が試みられていた8月6日、ソ連は特別極東軍を組織し、中ソ国境は緊迫化した。武力による解決も辞さないとのソ連側のきわめて強硬な姿勢であった。

これを受け、軍事面で劣勢に立たされた中国は、ドイツ政府を通してソ連との対話チャンネルを開こうとした⁽⁴⁴⁾。ドイツの仲介による解決を中国は望んだのであった。だが、そうした中国の望みを聞き入れることなくソ連は軍事攻撃に出た。8月16日ソ連兵約700人が満洲里東南ジャライノール周辺に攻撃を開始した。こうした動きを受け、この時、幣原は、不戦条約に基づく列国の干渉、そして満洲への列強の関与を招くことを警戒していた。

一方、中ソ間の関係悪化を伝える情報を、ドイツ駐華公使から得たランプソン英國駐華公使は、北満州における英國人の安全に関し、日本の防衛に頼ろうとした。ランプソンによれば、日本は、ハルビンにおいて中ソどちらの側によつても混乱が引き起こされたなら、それを見過ごせないだろう、そしてさらに混乱が、長春へ南下するならば、日本は明らかに事態を看過できないだろう、ということであつた⁽⁴⁵⁾。

8月27日、ソ連の攻撃を受け、南京国民政府は、ドイツの斡旋と仲介を依頼し、中ソ共同宣言形成を目指した。しかし、ソ連の強硬な姿勢は変わらずまたも交渉決裂に終わつた。だが、その後もドイツを仲介者とした中ソ間交渉は続けられた。

3.2 中国側からの英國への仲介要請

さて、英國は上述のとおり紛争勃発直後、紛争解決へ消極的姿勢を示したが、中国サイドからは、仲介を再三再四

求められていた。

10月7日 奉天政府の張学良が、英國政府に間接的に中ソ間の仲介を要請した。これに対し、英國はロシアと満洲双方の仲裁について、その利益から注意深く考慮すべき、と考えた⁽⁴⁶⁾。そして、ヘンダーソン英国外相は、英國とソ連の国交がないこと、ドイツがすでに中ソ間の外交チャネルを形成していることから不介入の方針を伝えた⁽⁴⁷⁾。

10月23日、今度は、南京国民政府が中ソ間問題の解決の仲介を間接的に要請してきた。国民政府によれば、これまでのドイツの仲介は無駄に終わってしまい、中国国内の内乱による治安悪化の阻止、そして中ソ間の紛争を本当の戦争に発展させないため、英國は仲介すべきである、と英國サイドに伝えてきた。この時期、内乱により極度に悪化した国内秩序の維持に集中することを望み、そのためにソ連との紛争の早期解決が喫緊となった南京国民政府が、内乱解決の負担を減らすため英國に中ソ間の仲介を間接的に求めてきたのであった⁽⁴⁸⁾。だが、ランプソンは、中国サイドは、政権（南京国民政府、奉天政府）ごとに言っていることが異なるため、こうしたメッセージの扱いには注意が必要であるとした⁽⁴⁹⁾。結局、英國は慎重な態度を崩さなかつた。

さらに、11月23日アヴェリングと王正廷国民政府外交部長の間で会談が持たれたが、中ソ紛争の解決につき、王外交部長は英國の援助を要請し、この点についてアヴェリングの個人的な見解を求めた。王の胸中にあったのは、紛争の仲介役として、英國政府をドイツ政府と協調させることであった。そして英國にイニシアティブをとらせた上でことを進めようとしていた。また王は、紛争解決の手段として國際連盟に訴えることも伝えた。

これに対し、アヴェリングは、英國が本件に巻き込まれないように注意すべきとした。彼によれば、王正廷の態度は信用ならないものであった。そして中ソ二つの陣営の間に陥らないようにすべきであるという結論に至った⁽⁵⁰⁾。

以上のように、紛争解決をめぐり、中国側による積極的な仲介要請が、英國へ向けてこの時期繰り返しおこなわれた。だが、英國は終始消極的な姿勢を示した。その理由は、王正廷に対する信頼の低さと、奉天政府と南京国民政府との間での政策不一致などがあった。

だが、英國のこの姿勢にも変化が訪れる。それはスティムソン米国務長官のイニシアティブによって引き起こされる。では次にこの点についてみていく。

3.3 スティムソンのイニシアティブとヘンダーソン

11月17～20日の間、ソ連は突如大規模な軍事攻撃開始した。この戦いにおいて奉天政府の張学良は惨敗した。これを受け、奉天政府は、南京国民政府の了解を得て急遽単独で直接ソ連に接触した。他方で、南京国民政府が連盟への提訴を考えていた。11月21日伍朝枢駐米中国公使は、スティムソン国務長官を直接訪ね、連盟提訴、不戦条約に関するアメリカの行動について問い合わせた。南京国民政府による、紛争の連盟、不戦条約による解決政策がこの後活発

化し、11月25日南京の新聞報道において、南京国民政府は11月25日に連盟とケロッグ協定（不戦条約）調印国にソ連の満洲侵攻についての詳細を通達した⁽⁵¹⁾。

こうした動きをうけ、米国は、紛争解決に向けイニシアティブをとり始めた。11月26日、日英仏独伊の各国駐米大使に、中ソ間両国の紛争に対し不戦条約に訴える米国の意向を伝え、それに対する各国の同意を求めた。これはスティムソンが先導しておこなったものである。中ソ紛争勃発直後にスティムソンが試みた不戦条約による紛争解決政策が、ここにきて再び現れた。

英國もこれを受けて、それまでの不干渉政策を転換した。それは、11月27日、駐英米国大使がヘンダーソン英国外相を直接訪問し、アメリカの指示を伝えたことによる。ヘンダーソン外相は、これに対し、不戦条約第二条に基づく声明形成に関する議論に加わることに賛成した。それはアメリカ主導で行われるべきである、とヘンダーソン外相は示した。そしてさらにヘンダーソンが、日本を引き入れることを強く主張した点は注目すべきところである⁽⁵²⁾。東アジア地域における主要国である日本の参加は、同地域の秩序維持体制形成には不可欠なものと考えたのだろう。

11月28日、施肇基駐英公使は、ヘンダーソン外相に連盟への提訴に関する見解を求めた。だが、外相はソ連が連盟加盟国ではないのでそれは困難と述べ、同意しなかった。ヘンダーソン外相は、不戦条約による解決が良いと返答し、連盟による紛争解決を避けた。米国がイニシアティブをとり、紛争解決に当たることが得策である、とヘンダーソンが判断したものと考えられる⁽⁵³⁾。

ここにおいて英國の姿勢は、それまでの不干渉政策から変化したことが明確に読み取れる。この点は先行研究ではあまり検討されていないが、その態度変更の原因は注目すべきポイントである。ヘンダーソン外相は、スティムソン国務長官の不戦条約解決案に積極的に賛意を示したが、ヘンダーソンの外交は、もともと集団安全保障体制の確立を重視するものであり、スティムソンの提案も自身の理念に合致するものだったと考えられる。また、この時期、このような方向に英國がシフトしたのは、この不戦条約による解決に関する通達を、米国が、中国公使館を通さず、直接、在英米国大使からヘンダーソン本人へ伝えたことが影響していると考えられる。ここに、英米の紛争解決への協調が一時的に実現した。そして上述したように、ヘンダーソン外相がとくに主張したのが、日本をこの路線に同調されることであった。もし日本との協調が可能になれば、東アジアにおける不戦条約に基づく集団安全保障体制構築の第一歩となる可能性があったかもしれない。

しかし、日本は、婉曲的にスティムソン提案を拒否した。幣原外相は、奉天政権とソ連の間での直接交渉の準備が進行中である、と伝えた。満州に関する問題に、列強を関与させない幣原の政策はここにおいても貫かれた。また、ドイツもスティムソン提案を事実上拒否した。他方フランスはこれに賛意を示した。

一方、12月2日王正廷国民政府外交部長が、中ソ紛争に関して、連盟に訴えない旨伝えた⁽⁵⁴⁾。そして、12月4日中ソ両国へ各国の共同声明が伝えられた。中国はこれを歓迎した⁽⁵⁵⁾。しかし、ソ連政府は激しく反発した。ソ連は強硬姿勢を崩さず、解決は中国との二国間の間でおこなう方針だった。

その後、12月3日「東支鉄道問題の紛争調停に関する議定書」に中ソ両国が調印し、紛争は解決した。ここにおいて東支鉄道正副官理局長の任命問題で中国は全面的にソ連に対し譲歩した。ソ連側の軍事力行使も辞さない強硬姿勢と、それを受けた中国側の急速な態度軟化が、紛争解決をもたらした。そして12月22日ハバロフスク議定書が調印され、中ソ二国間で中ソ紛争は解決に至ったのである。

ここに至って、スティムソン国務長官のイニシアティブにより、一時的に現れた不戦条約に基づく東アジアにおける集団安全保障体制構築の可能性は消え去った。もっともこの政策路線は、ソ連の反発が予想され、仮に具体化へ向けて、さらに動き出したとしても現実化は容易ではなかつたであろう。

ランプソン駐華公使は、不戦条約に基づく集団安全保障ではなく、中ソ二国間の武力による紛争終結という結果を受けて、満州における国際問題解決について次のように言う。中ソ紛争をめぐり、中ソ両国は目的のためには手段を選ばず、こうした姿勢が第三国の仲介、そして連盟による問題解決を不可能にした。ソ連も中国も頑迷な態度をとり続けたのであった。つまり、双方とも望むものすべてを与えられない限りいかなる決定も受け入れず、きわめて非妥協的な態度をとり続けた。したがって、ソ連と中国は、現在の仲裁の議論に基づく「国際的な道義のシステム」の境外にあるのである。そして、ソ連の中国への対応は、武力行使を伴うロシアの「節操のない戦術」によるものであつた。そこには、モラルのかけらはひとつもなかつた⁽⁵⁶⁾。

第一次世界大戦の反省から、不戦条約に見られるように戦争違法化の議論が進み、軍事力行使に対する道義的問題が国際政治においてはクロースアップされていたが、ソ連は、「中ソ紛争」において解決手段としての軍事力行使をまったくためらわなかつた。

だが、ソ連の政策は、中国への対応という点では、参考になる、とランプソンは続けて言う。こうしたソ連の戦術は西洋諸国によって適用されえず、それは、現在の世界和平の願望を実現するという考え方と矛盾するが、しかしソ連のテクニック、つまり情け容赦ない現実主義と半アジア的な明敏さは、中国人種と取り組むのに見事に合致するものと証明された、という⁽⁵⁷⁾。今回の紛争解決が、戦争の違法性という道義にもとづく不戦条約に拠った集団安全保障によるものではなく、ソ連が示した方法によって現実に問題解決したことから、ランプソンは中国にはこうした対応が適当であるとの結論に至つた。中国、ソ連は大戦後の新秩序の枠組みを共有しておらず、中ソ紛争を解決したのは、ドイツや幣原による仲介でもなければ、スティムソンの不戦条約による介入でもなかつた。

中ソ紛争は、満州地域における紛争解決のための集団安全保障体制構築のチャンスであったともいえるが、結局、英米主導の不戦条約に基づく解決は失敗に終わり、その後、同地域をめぐる集団安全保障体制は発展しないまま、1931年の満州事変を迎えるのであった。英國が对中国政策において、「門戸開放政策」を目的としたことは前章において述べたとおりである。そしてそのためには、東アジアにおける秩序安定が条件であり、満州地域における平和の維持は英國にとって必要であったが、上述のとおり同地域における具体的な集団安全保障システムは構築されることなく、東アジア秩序の行方は、特殊権益をめぐる二国間交渉による解決にかけられることになったのであった。

4. 終わりに

1928年から29年の満州をめぐる国際問題に対する英國の認識ならびに対応は、全般的には不干渉を原則としたものであった。英國が満州に死活的な権益を有しておらず、したがって、満州権益に関する問題は、日中及び中ソ二国間の問題であり、英國は、それに巻き込まれないような間接的関与に留まつた。だが、英國が満州問題に無関心であったわけではない。特に秩序の不安定化に関しては繰り返し懸念を表していたのであった。

英國は、同地域の権益をめぐる日中関係悪化の中で、満州の平和秩序維持を望みながらも、日本と中国ナショナリズムの間で板ばさみにあい身動きがとれない状況に置かれていたのであった。こうした一連の情勢の中で英國は、日本が「経済的」側面で満州地域において発展をもたらしたことを評価し、中国ナショナリズムにこうした「現実」を受け入れさせた上で、対日満州権益交渉に対する妥協を求め、同時に日本側の妥協も促し、ニュートラルな立場を維持しながら日中関係改善を求めた。

その後、浜口新内閣が、満州問題を後回しにして、条約改正交渉を先におこなう方針をとつたこともあり、日中関係は改善に向かつた⁽⁵⁸⁾。だが、満州問題をめぐる日中対立がなくなったわけではない。こうした不安定状況を克服し、東アジア秩序体制を構築するひとつの機会が、中ソ紛争に対するスティムソン米国国務長官のイニシアティブによりわずかな間現れ、ヘンダーソン英国外務大臣もアメリカのイニシアティブに同調した。これは、不戦条約に基づく集団安全保障体制が東アジアにおいて構築されるひとつのチャンスであった。

だが、こうした戦争違法化といった「道義」に基づく安全保障観念は、ソ連や中国には通用しなかった。そしてこの集団安全保障体制の主要メンバーとなることが期待された日本は、自国の満蒙権益に関して列国の干渉を排除する方針から、不戦条約に基づく紛争解決を拒否した。以上から、日本、ソ連、中国が関係する満州地域において、第一次大戦後の「道義」に基づく集団安全保障体制を構築することは、きわめて困難であったといえよう。

そして満州に関する集団安全保障体制の発展のないまま、1931年満州事変を迎えることになった。事変を受け、

国際連盟は、集団安全保障に基づく具体的な解決策を世界から求められるのであった。では、英國ならびに国際連盟は、満州事変にどのように対応しようとしたのか。この点に関しては、今後、改めて考察していきたい。

注

- (1) 拙稿「英國と東アジア」(伊藤之雄、川田稔編著『20世紀日本と東アジアの形成 1867～2006』ミネルヴァ書房、2007年)。
- (2) この間の英國の東アジア政策について論じたものは数多いが、比較的最近の代表的なものとして次のものを挙げておく。
E. Fung, *The Diplomacy of Imperial Retreat: Britain's South China Policy, 1924-1931* (Oxford, 1991), 後藤春美『上海をめぐる日英関係 1925～1932 日英同盟後の協調と対抗』(東京大学出版会、2006年)、アントニー・ベスト「「門戸開放」か「勢力圏」か」(松浦正孝編著『昭和・アジア主義の実像』ミネルヴァ書房、2007年所収)など。
- (3) British Policy in China, Jan. 1930, Historical Survey, F6720/3/10, British Documents on Foreign Affairs (以下、BD. と略す), Doc.440, Vol.37, China.
- (4) ibid.
- (5) ibid.
- (6) ibid.
- (7) 前掲、拙稿「英國と東アジア」。また、入江昭は、「ワシントン会議の精神」の遵守如何によって、アジアにおける各国の行為は判断される傾向が強まる。ワシントン体制は明確な機構というよりも、むしろ、理念・概念の意味合いが強い。』(『太平洋戦争の起源』(東京大学出版、1991年) 3頁) と論じている。これまでの筆者の研究は、英國も「ワシントン会議の精神」の遵守如何によって自國あるいは他国の行為を判断していることを示してきた。そして、上記文書(註3)は、これを明確なまとまった形であらわしていると筆者は考えている。
- (8) British Policy in China, Jan. 1930, Historical Survey, F6720/3/10, Doc.440, BD. Vol.37.
- (9) 前掲、拙稿「英國と東アジア」、拙稿「1928年英國と英日協調一対中国政策をめぐって」『人間環境学研究』第3巻2号、2005年。なお濟南事件を機に、日中英関係が変化したことを指摘した重要な研究として、後藤前掲書、服部前掲書が挙げられる。
- (10) 田中内閣期の对中国政策に関しては、臼井勝美『日中外交史』(培文社、1971年)、佐藤元英『昭和初期对中国政策の研究』(原書房、1992年)を参照。
- (11) Foreign Office, 7. Sep. 1927, F7116/2/10, FO371/12408.
- (12) 前掲、拙稿「英國と東アジア」。
- (13) 同上。前掲、拙稿「1928年英國と英日協調一対中国政策をめぐって」。
- (14) Minute by W. Strang, 2. Sep. 1927, F7244/2/10, FO371/12408.
- (15) Memorandum Respecting Japan's position in Manchuria by C. J. Davidson, Nov. 19, 1928, F2/2/10, Doc.3, BD. Vol.36.
- (16) J. Tilley to A. Chamberlain, 26 Nov., 1928, F4/4/10, Doc.7, Doc.8, BD. Vol.36.
- (17) Lampson to Cushendun, 14 Nov., 1928, F34/2/10, Doc.11, BD. Vol.36.
- (18) ibid.
- (19) ibid.
- (20) Lampson to A. Chamberlain, 2 April, 1929, F2842/2230/10, Doc.314, BD. Vol.36.
- (21) Interview with General Pai Chung-hsiat Shih Lao Naming Hutung, December 28, 1928, Doc.107, BD. Vol.36.
- (22) 前掲、拙稿「1928年英國と英日協調一対中国政策をめぐって」。
- (23) Memorandum respecting Northern Manchuria, 30 Sep., 1928, by P. Grant Jones. Doc.13, BD. Vol.36.
- (24) Tilley to A. Chamberlain, 26 Mar., 1929, F2023/1959/10, Doc.218, BD. Vol.36.
- (25) たとえば、Lampson to A. Chamberlain, 16 Mar., 1929, F2841/3/10, BD. Vol.36.
- (26) 前掲、拙稿「1928年英國と英日協調一対中国政策をめぐって」。
- (27) Lampson to A. Chamberlain, 11 Jan., 1929, F228/53/10, Doc.32, BD. Vol.36.
- (28) ibid.
- (29) 前掲、拙稿「1928年英國と英日協調一対中国政策をめぐって」。
- (30) 同上。すでに指摘されているように、英國が日本との協調に消極的になった理由としてはほかに、中国ナショナリズムの矛先が英國側に向くことを英國が恐れていた点もあげられる。
- (31) Lampson to A. Chamberlain, 3 May, 1929, F2242/53/10, Doc.253, BD. Vol.36.
- (32) Lampson to A. Chamberlain, 8 May, 1929, F2305/64/10, Doc.256, BD. Vol.36.
- (33) A. Chamberlain to Lampson, 14 May, 1929, F2314/64/10, Doc.284, BD. Vol.36.
- (34) Lampson to A. Chamberlain, 16 Mar., 1929, F2841/3/10, Doc.285, BD. Vol.36.
- (35) A. Chamberlain to Consul-General Hewlett (Nanking), 6 June, 1929, F2749/64/10, Doc.334, BD. Vol.36.
- (36) ibid.
- (37) Memorandum handed to Japanese Ambassador, 24 June, 1929, F2911/64/10, Doc.370, BD. Vol.36.
- (38) Lampson to Cushendun, 14, Nov., 1928, F34/2/10, Doc.11, BD. Vol.36.
- (39) 本章の「中ソ紛争」の基本的な経緯の記述は、臼井勝美『日中外交史研究—昭和前期』(吉川弘文館、1998年)に拠っている。また、中ソ紛争に関しては、さらに次の先行研究も参考にした。G. A. Lensen, The

Damned Inheritance: The Soviet Union and the Manchurian Crisis, 1924-1935, Tallahassee, 1974, 土田哲夫「一九二九年の中ソ紛争と『地方外交』」『東京学芸大学紀要第三部門社会科学』第四八集 1996年、同著者「一九二九年の中ソ紛争と日本」『中央大学論集』第二二号 2001年、服部龍二『東アジア国際環境の変動と日本外交 1918～1931』(有斐閣、2001年)、西田敏宏「ワシントン体制の変容と幣原外交（一）」『法學論叢』第149巻第3巻 2001年、種稻秀司「第二次幣原外交の日中交渉」『国際政治』第152号 2008年。

- (40) Henderson to Lampson F3828/3568/10, July 31, 1929, Doc.76, ED. Vol.37.
- (41) Lampson to Henderson, 4 August , 1929, Doc.88, ED. Vol.37.
- (42) Lampson to Henderson, 2 August, 1929, F3996/3586/10, Doc.87, ED. Vol.37.
- (43) Acting Consul-Genreral, Harbin to Lampson, F4213/3568/10, 15 August, 1929, Doc.98, ED. Vol.37.
- (44) Lampson to Henderson, 13 Aug., F4172/3658/10, Doc.95, ED. Vol.37.
- (45) Lampson to Henderson, 16 Aug, 1929, Doc.107, ED. Vol.37.
- (46) Lampson to Henderson, 9 Oct., 1929, Doc.185, ED. Vol.37.
- (47) Henderson to Lampson, 13 Oct., 1929, F5133/3568/10, Doc.189, ED. Vol.37.
- (48) Lampson to Henderson, 26 Oct., 1929, F5478/3568/10, Doc.224, ED. Vol.37.
- (49) Lampson to Henderson, 26 Oct, 1929, F5481/3568/10, Doc.225, ED. Vol.37.
- (50) Lampson to Henderson, 26 Nov., 1929, F6126/3568/10, Doc.305, ED. Vol.37, Lampson to Henderson, 26 Nov., 1929, F6117/3568/10, ED. Vol.37.
- (51) Lampson to Henderson, 28 Nov., 1929, F6174/3568/10, Doc.311, ED. Vol.37.
- (52) Henderson to Campbell, 28 Nov., 1929, F6207/3568/10, Doc.312, ED. Vol.37, 西田、前掲論文。
- (53) Henderson to Lampson, 29 Nov., 1929, F6217/3568/10, Doc.325, ED. Vol.37.
- (54) Lampson to Henderson, 2 Dec., 1929, F6294/3568/10, Doc.332, ED.Vol.37.
- (55) Text of Telegram received from Minister for Foreign Affairs, Nanking, by the Chinese Minister, 4 Dec., 1929, Doc.344, ED. Vol.37.
- (56) G. A. Lensen 前掲書P.122、Lampson to Henderson, 2 July, 1930, F5146/106/10, Doc.304, ED. Vol.38.
- (57) ibid.
- (58) 川田稔『浜口雄幸と永田鉄山』(講談社、2009年)。

(受稿：2009年4月20日 受理：2009年5月9日)